

令和2（2020）年10月1日からごみの分別方法が一部変わりました。

- 1 家庭ごみの分別方法を、「4種8分別」から「10分別」に改めました。
※くわしくは3ページをご覧ください。
- 2 かん類は、『飲料缶』と『不燃物』に分別してください。
「飲料缶（アルミ製・スチール製）」は、『びん・飲料缶』へ、出してください。
※びんと飲料缶は、同じ袋に入られます。
「飲料缶を除くかん類（一斗缶、缶詰、食料缶、調味料など）」は、必ずふたをはずして『不燃物』へ、出してください。
- 3 リサイクルするプラスチック製品の呼び方が『プラスチック製容器包装』から『容器包装プラスチック』に、変わりました。
- 4 ふたは、金属製は『不燃物』へ、プラスチック製は『容器包装プラスチック』へ、コルクは『もやすごみ』へ、出してください。
- 5 ペットボトルのラベルは、はずして『容器包装プラスチック』へ、出してください。紙製で、のり付けされたラベルは付けたまま出せます。
- 6 電化製品のコードは根元から切り取って、本体とともに『不燃物』へ、出してください。
- 7 分解した電化製品は収集しません。
- 8 電池は色付きテープなどで絶縁して、『発火性・有害ごみ』の『電池』へ、出してください。
- 9 電池（バッテリー）のはずせない小型家電（例：電気かみそり、電動歯ブラシ、ゲーム機など）は、『発火性・有害ごみ』の『電池のはずせない小型家電・充電式小型家電』へ、出してください。
- 10 カセットテープ・ビデオテープは、ケースごと、『もやすごみ』へ、出してください。
- 11 食品保存バッグ（フリーザーバッグ）は、『もやすごみ』へ、出してください。
- 12 蛍光灯や電球は、買った時に入っていた箱に入れる、新聞紙で包むなど割れないようにして、『発火性・有害ごみ』の『蛍光灯（有害ごみ）』へ、出してください。